

令和
8年度

医療機関機能・病床機能報告 報告マニュアル

目 次

1. 報告までの流れ.....	1
2. 医療機関機能・病床機能報告制度について.....	2
2-1. 医療機関機能・病床機能報告制度の概要.....	2
2-2. 報告対象となる医療機関の範囲.....	4
2-3. 報告の範囲.....	5
3. 報告の流れ.....	6
3-1. 報告様式の種類.....	6
3-2. 報告における留意点.....	7
3-3. 報告期限.....	8
3-4. 報告結果の公開.....	8
4. 報告項目の概要.....	9
4-1. 報告様式1における報告項目の概要.....	9
4-2. 報告様式2における報告項目の概要.....	10
4-3. 入院診療実績の通年化に伴う負担軽減について.....	12
5. 具体的な報告手順.....	13
5-1. 報告様式等の入手.....	13
5-2. 報告様式の記入・不備の確認.....	14
5-3. 報告様式の提出.....	15
6. 問い合わせ窓口.....	16

令和8年9月

厚生労働省

1. 報告までの流れ

医療機関機能・病床機能報告に関する作業の概要

1. 報告方法

- ・ 原則として、G-MIS上のWEBフォームを用いて報告をお願いいたします。なお、インターネット環境が整っていない等の事情によりWEBフォームを用いた報告が困難な場合については、紙媒体での報告も可能です。
- ・ 深夜2:00～5:00はシステムのメンテナンスが行われるため、医療機関機能・病床機能・外来機能報告のG-MIS上での入力をお控えください。システムメンテナンス中に医療機関機能・病床機能・外来機能報告を入力されると入力内容が正常に反映されない可能性があります。

2. 報告様式と報告期限の全体像

※ 報告様式1と報告様式2でそれぞれ報告期間が異なります。ご注意ください。

報告様式	報告様式1、報告様式2
報告期間 (提出期限)	報告様式1：令和8年10月1日～11月30日 報告様式2：令和8年11月2日（予定）～11月30日 ※ 提出された報告内容において疑義が確認された場合、都道府県及び厚生労働省「令和8年度 医療機関・病床・外来機能報告」事務局（以下「制度運営事務局」という。）から問い合わせや修正依頼を行うことがあります。なお、本報告に関する事務作業の効率化を図るため、厚生労働省は制度運営事務局業務などの一部を株式会社三菱総合研究所に委託しています。

3. 作業フローの全体像

STEP 1 ～本日よりご対応いただきたいこと～

- ・ 下記のA、Bのいずれかに該当するか確認してください。
A：報告対象医療機関に該当しない場合（注1）
B：インターネット環境が整っていない等の事情によりG-MIS上のWEBフォームからの報告ができず、紙媒体での報告を希望する場合（注2）
- ・ 該当する場合は、それぞれ以下のご対応をお願いします。
Aに該当：11月13日までに下記①あるいは②のいずれかを行ってください。
①G-MISサイト上で申請してください。詳細は「[6. 問い合わせ窓口](#)」をご覧ください。
②G-MISサイトを使用できない場合は問い合わせ窓口（制度運営事務局）までご連絡ください。
Bに該当：「令和8年度 医療機関機能・病床機能・外来機能報告 紙媒体入手希望申請書」をご提出ください。（注2）

（注1）報告対象医療機関の定義は「[2-2. 報告対象となる医療機関の範囲](#)」をご参照ください。
（注2）紙媒体資料の発送までに5～10営業日程度を要する場合がありますため紙媒体入手希望申請は10月26日までに行ってください。また、申請の時期に関わらず報告様式2は11月中旬以降の発送となります。記入方法等については別冊『紙媒体入手希望申請書 記入要領』をご参照ください。

STEP 2 ～10月1日よりご対応いただきたいこと～

- ※ 詳細は「[3. 報告の流れ](#)」、「[5-2. 報告様式の記入・不備の確認](#)」をご確認ください。
- ・ 10月1日に、報告様式1の報告の受付を開始、G-MISのWEBフォームを開設します。G-MISにアクセスし入力作業を開始してください。

- ・ インターネット環境が整っていない場合を除き、業務効率化等の観点から可能な限り、G-MIS上のWEBフォームを用いて入力・報告をお願いします。
- ・ 報告の際には、別冊『確認・記入要領』を参照してください。

STEP 3 ～11月2日（予定）よりご対応いただきたいこと～

- ※ 詳細は「[3. 報告の流れ](#)」、「[5-2. 報告様式の記入・不備の確認](#)」をご確認ください。
- ・ 11月2日に、報告様式2の報告の受付を開始する予定です。報告様式1と同様に可能な限りG-MIS上のWEBフォームを用いて報告をお願いします。

STEP 4 ～11月30日までにご対応いただきたいこと～

- ※ 詳細は「[5-3. 報告様式の提出](#)」をご確認ください。
- ・ 報告様式1・2共に11月30日までに必須項目の入力を完了し、提出をお願いします。
 - ・ 提出された報告内容において疑義が確認された場合、都道府県及び制度運営事務局から問い合わせや修正依頼を行うことがあります。

2. 医療機関機能・病床機能報告制度について

2-1. 医療機関機能・病床機能報告制度の概要

医療機関機能・病床機能報告制度とは、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の13に基づき、医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携の推進のため実施するものです。

医療機関機能報告では、各医療機関が現に担っている医療機関機能、2040年において担う医療機関機能、及びその他医療機関機能の確保等の協議のために必要な診療実績等を都道府県に報告します。なお、2040年において担う医療機関機能については、遅くとも2028年度までに地域の協議において決定し報告したうえで、当該報告以降については、決定された医療機関機能を報告します。

病床機能報告では、現状の病床機能と2040年時点の病床機能について、病棟単位で自主的に選択し、都道府県に対して報告します。病床の機能区分については、2040年に向けて増加する高齢者救急等の受け皿として急性期と回復期の機能を併せ持つ機能が重要となること等を踏まえ、これまでの4区分のうち、従来の「回復期機能」について、「高齢者等の急性期患者について、治療と入院早期からのリハビリテーション等を行い、早期の在宅復帰を目的とした治し支える医療を提供する機能」及び従来の「回復期機能」を併せて、「包括期機能」として位置付けることとしています。なお、病床機能の報告に当たっては、一定の客観性をもった報告となるよう、各機能区分に対応する目安となる診療報酬上の入院料の種類も参照して報告することとしますが、診療報酬上の入院料の種類のみをもって機械的に決定されるものではないことにご留意ください。

○ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

第三十条の三 （略）

2 （略）

- 六 地域における病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する病床の機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

3 （略）

第三十条の三の二 厚生労働大臣は、前条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十三第二項に規定する医療機関機能等報告対象病院等の開設者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同条第一項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 （略）

第三十条の十三 病院又は診療所であつて療養病床又は一般病床を有するものの管理者は、地域における医療機関機能（病院又は診療所ごとに地域の医療提供施設として提供する医療の内容をいう。以下この条において同じ。）及び病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所の医療機関機能に応じ厚生労働省令で定める区分及び病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分（以下「病床の機能区分」という。）に従い、次に掲げる事項を当該病院又は診療所の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。

- 一 厚生労働省令で定める日（次号から第四号までにおいて「基準日」という。）における医療機関機能
- 二 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における医療機関機能の予定（次項において「基準日後医療機関機能」という。）
- 三 基準日における病床の機能（以下「基準日病床機能」という。）
- 四 基準日から第二号の厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定（以下「基準日後病床機能」という。）
- 五 当該病院又は診療所に入院する患者に提供する医療の内容
- 六 その他厚生労働省令で定める事項

2・3 （略）

- 4 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により報告された事項を公表しなければならない。
- 5 都道府県知事は、医療機関機能等対象病院等の管理者が第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該医療機関機能等対象病院等の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができる。
- 6 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた医療機関機能等対象病院等の開設者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 7 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による報告の内容を踏まえ、地域における医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のための措置をとることが必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当するときは、当該報告をした医療機関機能等報告対象病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告の内容を変更するよう求めることができる。
- 8 医療機関機能等報告対象病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

第九十二条 （略）第三十条の十三第五項、第三十条の十八の二第二項若しくは第三十条の十八の四第六項の規定による命令に違反した者又は第三十条の十八の六第三項の規定に違反して、届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。

※ 法律上は、医療機関から都道府県知事にご報告いただくこととなっていますが、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）の WEB フォームから直接、報告様式に入力及び提出していただく形式となっております。

2-2. 報告対象となる医療機関の範囲

1) 報告対象となる医療機関

令和8年7月1日時点で一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所（診療所・歯科診療所）は、報告対象です。

※ 許可病床として一般病床あるいは療養病床を有しているものの休床中の医療機関、健診や治験、母体保護法に基づく利用のみで診療報酬請求を行っていない医療機関も報告対象となります。

ただし、一般病床・療養病床を有する病院及び有床診療所（診療所・歯科診療所）であっても、下記2）における「c.」、「d.」、「e.」に該当する場合は報告対象外となります。

※ 一般開放している場合は、自衛隊病院等も報告対象となります。

2) 報告対象外となる医療機関

以下に該当する医療機関については、報告対象外となります。令和8年度医療機関機能・病床機能報告の実施依頼があった医療機関において報告対象外に該当する場合は、別冊『G-MIS操作マニュアル』に記載の【問合せフォームの使い方】を参考に、G-MISサイトより申請してください。

a. 一般病床・療養病床を有していない医療機関

※ 許可病床として精神病床のみ、結核病床のみ、感染症病床のみを有する医療機関

b. 都道府県に全許可病床を返還済み又は令和9年3月31日までに返還予定（無床診療所に移行予定）である医療機関

c. 特定の条件に該当する医療機関

- 刑事施設等や入国者収容所等の中に設けられた医療機関や皇室用財産である医療機関（宮内庁病院）
- 特定の事業所等の従業員やそのご家族の診療のみを行う医療機関であって、保険医療機関でないもの

※ 一般開放している場合は、自衛隊病院等であっても報告対象となります。

d. 休院・廃院済み又は令和9年3月31日までに休院・廃院予定である医療機関

e. 令和8年7月2日以降に新たに開設した医療機関

2－3．報告の範囲

1) 医療機関機能・病床機能報告の報告範囲

医療機関機能・病床機能報告では、報告様式に応じて報告単位が異なります。「基本票、施設票、有床診療所票、医療機関機能票」は、病院・有床診療所ともに**医療機関単位**でご報告ください。一方、「病棟票」は、病院については**病棟単位**でご報告いただき、有床診療所については施設全体を1病棟とみなしてご報告ください。

2) 病院における報告対象病棟の考え方

病床機能報告では、病院の各病棟における看護体制の1単位をもって病棟と取り扱います。ただし、特定入院料（※）を算定する治療室・病室については、**当該施設基準の要件を満たす体制の1単位をもって病棟として取り扱う**ものとします。

※ 特殊疾患入院医療管理料、小児入院医療管理料3、小児入院医療管理料4、回復期リハビリテーション入院医療管理料、地域包括ケア入院医療管理料1～4を算定する場合は除きます。

病院においては、医療法第7条第1項から第3項に基づいて開設許可を受けている一般病床・療養病床を有する病棟のみが報告対象となります。また、許可病床として一般病床・療養病床を有する病棟の場合は、**休棟中の病棟であっても「病棟票」の作成が必要**となります。

精神病床のみ、感染症病床のみ、結核病床のみの病棟等は「病棟票」の作成は不要ですが、その場合にも「施設票」には、**一般病床・療養病床以外の病床を含む貴院の全病床**を対象としてご回答ください。なお、**基準病床数制度において特例とされている特定の病床等も含めてご報告**ください。

3) 有床診療所における報告対象病棟の考え方

有床診療所については**施設全体を1病棟**と考え、**施設単位**でご報告ください。

なお、全病床が休床中である有床診療所においても、下記に従ってご報告いただく必要があります。

【全病床が休床中である有床診療所の報告方法】

- ① 以下のいずれか又は両方に該当する場合は、全ての必須項目について報告する必要があります。

 - ・令和8年7月1日時点で地方厚生（支）局長への入院基本料の届出がある場合
 - ・令和7年4月1日～令和8年3月31日の期間に稼働病床がある場合

② 入院基本料の届出がなく、過去1年間の稼働病床がない有床診療所は、「報告様式1」においては以下の項目の報告は不要ですが、それ以外の必須項目については報告が必要です。

 - ・「7. 職員数」のうち、「②入院部門の職員数」
 - ・「9. 入院患者数の状況」

3. 報告の流れ

3-1. 報告様式の種類

ご提出いただく報告様式は、「報告様式1」及び「報告様式2」の2種類です。

業務効率化等の観点から、可能な限り G-MIS 上の WEB フォームにて報告をお願いします。報告には Windows OS 搭載の PC をご使用ください。

紙媒体を希望される医療機関は、個別に申請をお願いします。

なお、決裁等のために印刷して活用できるよう、G-MIS 上の WEB フォームで入力した報告内容の PDF ファイルをダウンロードすることができます。詳細は別冊『G-MIS 操作マニュアル』をご参照ください。

報告様式の種類	
報告様式 1	病院用〔基本票・施設票・病棟票・医療機関機能票〕
	有床診療所用〔診療所票・医療機関機能票〕
報告様式 2（※）	基本票・病棟票・医療機関機能票

- ※ オンライン又は電子媒体（フレキシブルディスク（FD）、光ディスク（MO）、光ディスク（CD-R））を用いて、電子レセプトによる請求を行っている医療機関では、報告様式にレセプト集計結果があらかじめ反映（プレプリント）されます。ただし、
- ・令和8年5月以降に、令和7年4月から令和8年3月診療分を月遅れ分として請求している医療機関
 - ・紙レセプトにより請求を行っている医療機関
- 等では、プレプリントされません。

報告様式1、報告様式2の入手方法と提出方法（概要）は以下の通りです。詳細は該当ページを参照してください。

		入手方法	提出方法
G-MIS上のWEBフォームからの報告を希望する医療機関（推奨）	⇒	G-MISにアクセス 「 5-1. 1）G-MIS上で報告する場合 」 参照	G-MIS上で報告 「 5-3. 1）G-MIS上で報告する場合 」 参照
	⇒	紙媒体入手希望申請書を提出 「 5-1. 2）紙媒体での報告を希望する場合 」参照	記入済の紙媒体を返信用封筒にて郵送 「 5-3. 2）紙媒体で報告する場合 」 参照

3-2. 報告における留意点



報告期間内の場合、報告様式提出後でも修正することが可能です。詳細は「[5-3. 報告様式の提出](#)」をご参照ください。報告期間終了後、令和9年1月29日までに修正の必要が生じた場合は医療機関・病床・外来機能報告 問合せフォームの「1. 質疑・照会」又は電話で制度運営事務局までご連絡ください。

※ 同一医療機関から報告期間内に複数回の報告があった場合、最後にご報告いただいた情報を最終の報告内容とします。

1) 報告様式1における留意点

報告様式1には、「病院用」の報告様式（基本票・施設票・病棟票・医療機関機能票で構成）と「有床診療所用」の報告様式（診療所票・医療機関機能票で構成）があります。貴院の病診区分と一致しているかご確認のうえ、ご報告ください。もし異なっている場合には、お手数ですが制度運営事務局までご連絡ください。

なお、報告様式1では報告負担軽減のために以下の項目について令和7年度の報告結果があらかじめ反映（プレプリント）されています。内容についてご確認のうえ、必要に応じて修正し、ご報告ください。

- ・ 設置主体、許可病床数、主とする診療科、医療機器台数、建物の建築時期・構造（病院のみ）

特に、許可病床数（一般病床、療養病床）は、修正の必要があることが多いため、ご留意ください。

なお、報告の際には、別冊『確認・記入要領』をご確認のうえ、ご報告ください。

2) 報告様式2における留意点

報告様式2のうち、基本票・医療機関機能票は**医療機関単位**、病棟票は**病棟単位**でご報告いただきます（有床診療所は施設全体を1病棟と考え、施設単位でご報告ください）。

なお、電子レセプトにより診療報酬請求を行っている医療機関は、診療報酬請求時の病棟コードの入力の有無により報告方法が異なります。報告方法の詳細は、「[5. 具体的な報告手順](#)」をご参照ください。

「令和7年4月から令和8年3月診療分（令和8年4月審査分まで）の電子入院レセプト及び入院外レセプトがある医療機関」では、厚生労働省において必要な項目の集計を行い、集計結果がプレプリントされた報告様式2が、11月2日よりG-MIS上で表示される予定としています。集計内容についてご確認のうえ、必要に応じてご修正いただき、11月30日までにG-MIS上でご報告ください。

集計内容を確認した結果、**修正が必要ない場合等についても、報告は必須**です。

なお、業務委託先（株式会社三菱総合研究所）は、契約により知得した内容を契約の目的以外に利用すること、若しくは第三者に漏らしてはならないこととする契約を厚生労働省と結んでいます。

※ 電子レセプトによる診療報酬請求とは、オンライン又は電子媒体（フレキシブルディスク（FD）、光ディスク（MO）、光ディスク（CD-R））で請求を行っていることを指します。

「令和7年4月から令和8年3月診療分（令和8年4月審査分まで）の電子入院レセプト及び入院外レセプトがある医療機関」**以外**の医療機関は、プレプリントされておりませんので、G-MIS上で直接入力し報告をお願いします。紙媒体による報告をご希望の場合、「[5-1. 2）紙媒体での報告を希望する場合](#)」を参照してください。

病床機能について、報告様式2において高度急性期・急性期に関連する医療項目の報告がなく、当該病棟の報告様式1において「高度急性期機能」又は「急性期機能」を選択された場合、病床機能の整合がみられないため、報告様式1の病床機能を変更いただくか、若しくは報告様式2の「13. 当該病棟における病床機能の報告の再確認 ②2026（令和8）年7月1日時点の機能」の自由記載欄に実施した具体的な高度急性期・急性期に関連する医療項目とどのような病床機能を地域で担っているのかを別途、具体的にご記入ください。病床機能の選択の考え方については、別冊『確認・記入要領』をご確認のうえ、ご報告ください。

3-3. 報告期限

報告様式1、報告様式2の提出期限はいずれも**11月30日**です。紙媒体による報告の場合も、原則、11月30日（必着）となります。

※ 報告様式1は10月1日、報告様式2は11月2日より受付開始予定です。また、開始時期についてはG-MISサイトのお知らせ画面等も参考にしてください。

3-4. 報告結果の公開

調査結果はオープンデータとして公開する予定です。

4. 報告項目の概要

4-1. 報告様式1における報告項目の概要

詳細は別冊『確認・記入要領』をご参照ください。なお、報告様式1「病棟票」については、病棟ごとにご回答ください。

項目例	調査対象時点
許可病床数	令和8年7月1日時点
算定する入院基本料・特定入院料	〃
看護師数、准看護師数、看護補助者数、助産師数等	〃
主とする診療科	〃
新規入棟患者数、在棟患者延べ数、退棟患者数等	令和7年4月1日～令和8年3月31日の1年間
入棟前の場所別の新規入棟患者数、退棟先の場所別の退棟患者数等	〃

4-2. 報告様式2における報告項目の概要

詳細は別冊『確認・記入要領』をご覧ください。

報告様式2において、診療報酬に着目して設定した報告項目があります。これらの項目に係る報告対象は、令和7年4月から令和8年3月診療分の入院レセプト及び入院外レセプトです。

なお、報告様式2へのプレプリントの対象となるのは、令和7年4月から令和8年3月診療分（令和8年4月審査分まで）の入院レセプト及び入院外レセプトです。

※ 「令和7年4月から令和8年3月診療分（令和8年4月審査分まで）の電子入院レセプト及び入院外レセプト」がある医療機関のプレプリントデータには、令和7年4月から令和8年3月診療分（令和8年4月審査分まで）のレセプトの一次審査による査定・返戻・取下げ分や紙レセプトで請求されている分、医療保険の対象でない労働者災害補償保険等での診療行為分等は含まれていません。追加で計上するレセプト件数等を含めた合計値を可能な範囲でご報告ください。

※ 令和7年4月診療分より前の診療分は、令和7年5月以降審査分であっても含めないでください。

※ 公費負担医療制度による請求分（電子レセプト請求分）も集計されています（医療保険との併用分は重複して集計されておりません）。

※医療機関機能・病床機能報告制度に関する電子レセプトへの病棟情報の記録について

詳細は別冊『確認・記入要領』をご覧ください。

病床機能報告では、平成28年度診療報酬改定に伴うシステム改修等にあわせて電子レセプトへの病棟コードの記録が開始されたことから、報告様式2の「基本票」及び「病棟票」についても、病棟コードに基づき**病棟単位**で項目を集計していただくこととなります。

電子レセプトへの病棟コードの記録は、許可病床として一般病床及び療養病床を有しており、電子レセプトによる診療報酬請求を行っている**病院**が対象となります。有床診療所については、病棟コードの記録は不要です。

電子レセプトに病棟コードを記録いただくことで、制度運営事務局が当該病棟コードに基づき集計した「令和7年4月から令和8年3月診療分（令和8年4月審査分まで）の電子入院レセプト」のデータを参照することが可能となります。

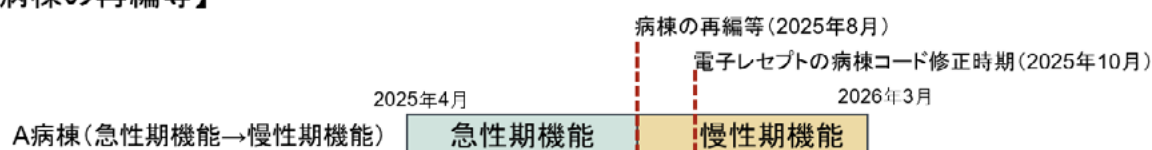
«電子入院レセプトへの「病棟コード」（許可病床における一般病床又は療養病床分）の入力状況別の報告方法»（病院のみ対象。有床診療所は除く。）

- 病棟コードを全て又は一部に入力している医療機関：

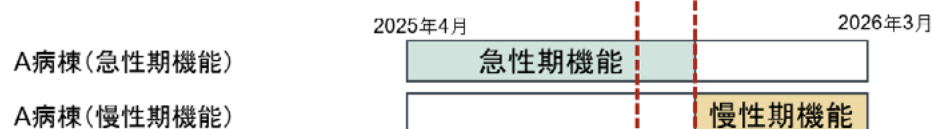
病棟ごとに集計した確認用データが参照できます。内容をご確認いただき、ご報告ください。病棟コードが未入力分のデータに関しては、医療機関で**病棟ごとに集計したうえで**、ご報告ください。

- 病棟コードが全て未入力の医療機関：
全ての病棟のデータが集計された状態で確認用データが参照できます。内容をご確認いただき、医療機関で病棟ごとに集計したうえで、ご報告ください。
- 病棟の再編等の時期と電子レセプトの病棟コード修正時期が異なる医療機関：
確認用データは、電子レセプトの病棟コード別に参照できます。病棟の再編等の時期と電子レセプトの病棟コードを修正した時期が異なる医療機関において、再編前後の実態に合わせて報告する場合は、再編前の病棟コードの確認用データを再編後の病棟コードの病棟へ集計しなおしたうえで、ご報告ください。

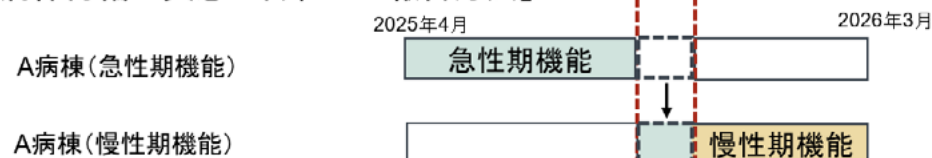
【病棟の再編等】



【G-MIS上の確認用データの表示】



【病棟再編の実態に合わせた報告方法】



※ 紙媒体による報告を希望し、上記の条件に該当する医療機関についてはあらかじめ確認用データがプレプリントされた報告様式2を送付する予定です。ただし、病棟数の多い病院等の場合、送付する紙媒体の量が膨大になるおそれがあることから、個別にご確認させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

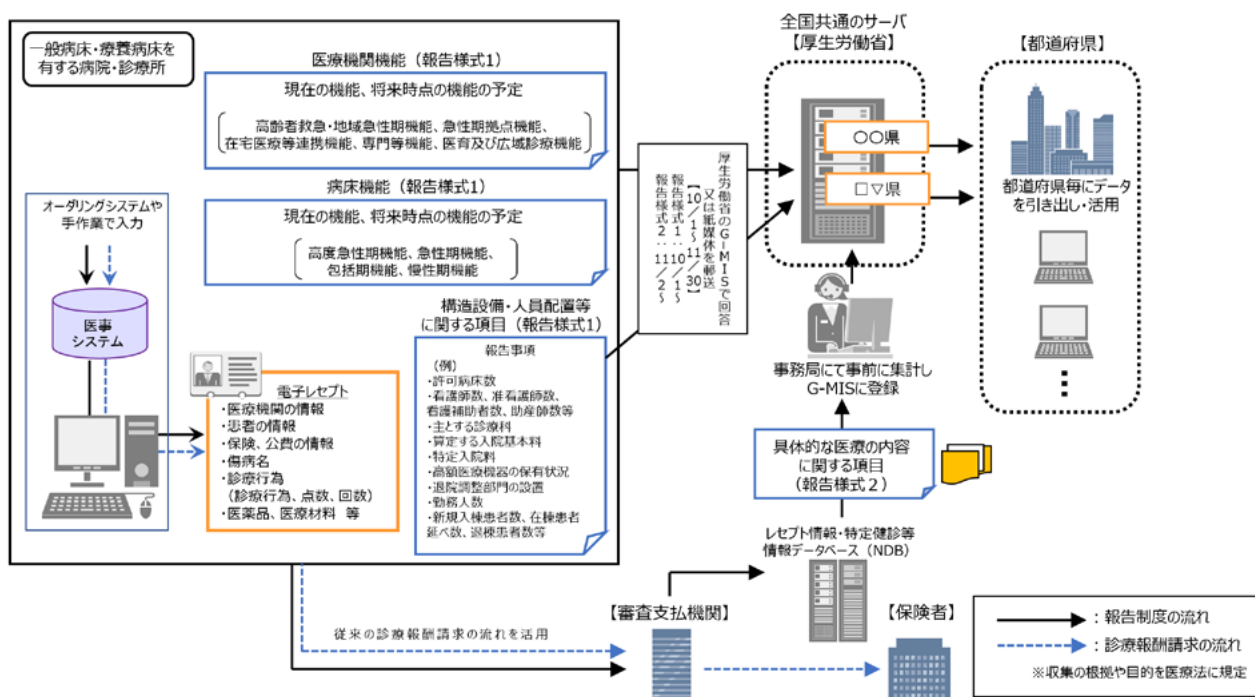
4-3. 入院診療実績の通年化に伴う負担軽減について

「令和3年度以降の病床機能報告における入院診療実績の報告内容等について」（令和3年4月13日付け医政地発0413第2号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づき、以下の通り入院診療実績の報告の負担軽減を図ります。

- 病床機能報告の実施に際し、国から病床機能報告対象病院等に提供している電子レセプト情報を活用して整理した入院診療実績データについて、公費負担医療制度により請求された電子レセプト情報分を含めたうえで提供するとともに、G-MIS上において、当該データを報告様式2に表示し、入力の簡素化を図ることとします。
- 紙媒体により報告を行っている病床機能報告対象病院等においては、入院診療実績の報告について、月別の数ではなく年間合計数のみ報告すれば足りることとします。

<参考>

医療機関機能・病床機能報告制度における報告・集計等の仕組み（レセプト電子申請の医療機関の場合）



5. 具体的な報告手順

5-1. 報告様式等の入手

1) G-MIS 上で報告する場合（推奨）

以下に記載しているURLからG-MISにアクセスし、G-MISのユーザ名とパスワードでログインしてください。なお、操作方法の詳細については、別冊『G-MIS操作マニュアル』をご確認ください。

G-MISのURL： <https://www.med-login.mhlw.go.jp>

2) 紙媒体での報告を希望する場合

業務効率化等の観点から、可能な限り G-MIS 上の WEB フォームを用いて報告をお願いします。ただし、インターネット環境が整っていないため G-MIS 上の WEB フォームを用いて報告できない医療機関等、やむを得ない場合は、制度運営事務局から紙媒体報告様式を郵送します。

紙媒体報告様式の郵送を希望される場合には、「紙媒体入手希望申請書」の**所定項目にご記入**のうえ、原則、10月26日（必着）までに郵送又はFAXで制度運営事務局へご連絡ください（電話不可）。**提出された紙媒体の調査票を報告として受け付けます。WEB 報告に切り替えたい場合は、お手数ですが制度運営事務局へご連絡ください。**

ご連絡いただいた医療機関への紙媒体の報告様式の発送は、10月6日以降に開始する予定ですが、ご希望の受付から発送までに5～10営業日程度の期間を頂戴する場合があります。また、報告様式2の発送は11月中旬以降となります。あらかじめご了承ください。

5－2．報告様式の記入・不備の確認

1) G-MIS 上で報告する場合（推奨）

G-MIS の WEB フォームを用いてご入力いただく際、報告内容の不整合等を機械的に判定し、内容に応じて警告が表示されます。警告が表示された場合は、警告内容を参考に、報告内容を修正してください。

※ 深夜 2:00～5:00 はシステムのメンテナンスが行われるため医療機関機能・病床機能・外来機能報告の G-MIS 上での入力をお控えください。システムメンテナンス中に医療機関機能・病床機能・外来機能報告を入力されると入力内容が正常に反映されない可能性がありますのでご注意ください。

※ 外来機能報告との重複項目について外来機能報告にエラーが生じる場合は対象エラーの内容を確認のうえ、医療機関機能・病床機能報告でエラーの内容を修正してください。修正されるとシステムメンテナンスの時間に自動的に外来機能報告のエラーも解消されます（外来機能報告での重複項目の修正はできません）。

2) 紙媒体での報告を希望する場合

紙媒体の報告内容に不整合等があった場合、後日、制度運営事務局から電話で確認させていただくことがありますので、控えの保管をお願いします。医療機関機能・病床機能報告と外来機能報告で重複項目の回答が異なる場合は、医療機関機能・病床機能報告の回答を正式なデータとして取り扱います。

5－3．報告様式の提出

1) G-MIS 上で報告する場合（推奨）

G-MISのWEBフォームで報告項目を入力しましたら【報告】ボタンを押すことで、提出が完了となります。入力途中の場合は【保存】ボタンを押すことでデータが保存され、ログアウトしても情報は保持されます。しかし、【保存】ボタンを押しただけでは報告完了とはなりませんので、必ず【報告】ボタンを押し、報告の完了を忘れないようご注意ください。提出後は11月30日23:59まで【取戻し】ボタンを押すことで報告内容の修正が可能です。

2) 紙媒体で報告する場合

インターネット環境が整っていない等の理由によりG-MIS上のWEBフォームからの入力が困難な医療機関は、「[5－1．2\) 紙媒体での報告を希望する場合](#)」の方法で紙媒体の報告様式を入手し、報告内容をご記入のうえ、紙媒体報告様式送付時に同封されている返信用封筒でご送付ください。ご提出いただく紙媒体の写しは、次年度の報告開始まで各医療機関での保管をお願いします。なお、FAXによる報告様式のご提出は受け付けておりません。

【送付先】

〒112-8719 東京都文京区後楽一丁目1番3号 4階 サーベイリサーチセンター内
厚生労働省「令和8年度 医療機関・病床・外来機能報告」事務局

※ 同封の返信用封筒に印字されていますのでご利用ください。

6. 問い合わせ窓口

医療機関機能・病床機能報告の報告作業においてご不明点等ございましたら、巻末に記載の問い合わせ窓口へ電話にてご連絡ください。電話受付時間内のお問い合わせが難しい場合、G-MISサイトの連絡フォーム「医療機関・病床・外来機能報告 問合せフォーム」にてご連絡ください。医療機関・病床・外来機能報告 問合せフォームでの問い合わせ方法については、別冊『G-MIS操作マニュアル』に記載の【問合せフォームの使い方】をご覧ください。

なお、FAXでのお問い合わせも可能です。その場合は医療機関・病床・外来管理番号※、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ずご記載ください。

本報告マニュアル、各報告様式の確認・記入要領等の各種関連資料をご参照いただいたうえで、ご不明な点がある場合にお問い合わせください。問い合わせ内容によっては別の窓口の番号をお伝えしてかけ直していただく場合があります。

また、医療機関機能・病床機能報告の対象医療機関以外からのお問い合わせには回答できません。あらかじめご了承ください。

※ 医療機関・病床・外来管理番号については、本報告マニュアルとともに送付された送付状をご確認ください。

問い合わせ窓口 厚生労働省 「令和8年度医療機関・病床・外来機能報告」事務局

委託先

報告内容に関するお問い合わせ：株式会社三菱総合研究所（制度運営事務局）・・・①②③

※ 医療機関機能・病床機能・外来機能報告の報告方法・内容、プレプリントデータ、その他、医療機関機能・病床機能・外来機能報告制度についてはこちらにお問い合わせください。

G-MISに関するお問い合わせ：厚生労働省G-MIS事務局・・・③のみ

※ ユーザ名、G-MISの画面操作方法、システム障害発生時等についてはこちらにお問い合わせください。

①電話（フリーダイヤル）0120-142-305 [平日9:00～17:00受付]

②FAX（制度運営事務局専用） 03-5615-9278 [24時間受付]

FAXでのお問い合わせの際は、医療機関・病床・外来管理番号、医療機関名、担当者名、所在地、電話番号を必ず記載してください。

③医療機関・病床・外来機能報告 問合せフォーム（G-MISサイトの連絡フォーム）[24時間受付]

※ ①電話、②FAXの開設期間は令和8年9月24日9:00～12月28日17:00です。

※ ③医療機関・病床・外来機能報告 問合せフォームの開設期間は令和8年9月24日9:00～令和9年1月29日23:59です。

電話でのお問い合わせいただく場合、音声ガイダンスが流れます。

音声ガイダンスに従い、お問い合わせ内容の番号をご入力ください。

問い合わせ内容によっては別の窓口の番号をお伝えしてかけ直していただく場合があります。

以上